

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当省庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり						
⑤今後の災害への備え						
(iii関連) 政府の危機管理体制の強化等を検討する	内閣官房	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付においては、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するため、また、政府全体として総合力を発揮することができるよう、これまでも、3.11東日本大震災の影響等を踏まえた内部検証を実施するとともに、同検証に基づき、事案対処マニュアルの改訂、緊急参集チーム協議運営に係る内部体制見直し、情報集約・共有体制及びシステムの改善等、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実に努めてきているところである。	-	予算措置状況なし	-	-
(Xvi関連) 東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策の推進	内閣官房	情報セキュリティ2011、2012に基づき、東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策を推進した。また、情報セキュリティの視点から、東日本大震災における政府機関及び重要インフラの情報システムに対する被害状況調査及び分析、耐災害性を強化した情報システムの在り方等に関する調査を実施した。さらに、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」の改定を実施したほか、政府機関における情報システムの運用継続に向けた対処要件、重要インフラ分野における大規模IT障害時の効果的復旧及び耐災害性向上等のための研究開発に係る調査を実施した。	-	予算措置状況なし	-	-

<p>( i 及び iii 関連) 南海トラフ地震及び首都直下地震への備え</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 南海トラフ地震対策については、平成25年5月に被害想定等の最終報告を公表し、平成26年3月には法律に基づく地域指定、基本計画の作成を行った。平成27年3月には基本計画に基づき、具体的な応急対策活動に関する計画を策定した。同年12月には、長周期地震動に関する検討結果を公表し、平成28年度は、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の検討を行い、平成29年度に報告書を取りまとめた。平成30年度は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合における新たな防災対応の基本的な考え方について検討・取りまとめを行うとともに、自治体や企業が適切な防災対応をとれるよう、参考となるガイドラインの策定を行った。また、基本計画の進捗状況等を把握するため、関係省庁や自治体に対するフォローアップ調査を行った。</p> <p>○ 首都直下地震対策については、平成25年12月に被害想定等の最終報告を公表し、平成26年3月には、法律に基づく地区の指定、基本計画、政府業務継続計画の作成を行った。平成27年3月には基本計画の変更を行い、平成28年3月には基本計画に基づき、具体的な応急対策活動に関する計画を策定した。平成29年度は平成28年度に引き続き、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動について検討を行った。</p> <p>○ 政府の業務継続体制については、各府省庁が業務継続計画の実効性について適宜評価を行い、必要な見直し等を行った。また、内閣府は、各府省の業務継続計画等の実効性について、有識者等による評価を行い、その結果を踏まえ、各府省庁と必要な調整を行った。</p>	<p>○ 南海トラフ地震対策については、南海トラフ沿いの異常な現象が観測された場合の防災対応の検討結果や、基本計画のフォローアップ等を踏まえ、基本計画を改定するとともに、防災関係機関等の計画策定を支援するなど、実効性の向上を図る。</p> <p>○ 首都直下地震対策については、引き続き長周期地震動について検討を行う。また、具体的な応急対策活動に関する計画について、各種訓練を実施するなど、実効性の向上を図るとともに、必要な見直しを行う。</p> <p>○ 政府の業務継続体制については、引き続き業務継続計画の実効性について評価を行い、必要な見直し等を行う。</p>	<p>・地震対策の推進に要する経費 230百万円の内数【一般会計】</p> <p>・南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討経費 70百万円の内数【一般会計】</p> <p>・防災計画等の推進経費 10百万円の内数【一般会計】</p> <p>・社会全体としての事業継続体制の構築推進経費 33百万円の内数【一般会計】</p>	<p>○ 南海トラフ地震対策及び首都直下地震対策については、引き続き、基本計画等の適切なフォローアップ等を通じて、国、地方公共団体、事業者、住民などが一体となった対策の推進を図る。</p> <p>○ 政府の業務継続体制については、引き続き業務継続計画の実効性について評価を行い、必要な見直し等を行う。</p>	<p>○南海トラフ地震、首都直下地震発生時における被害の軽減に資する。</p>
<p>( ii , iii 関連) 津波避難ビル等の指定促進 ((1)②(ii)ハにも関連)</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成17年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビルの普及を進めてきた。</p> <p>○ また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。</p> <p>○ 平成24年7月18日に津波避難対策検討ワーキンググループ報告を取りまとめ、津波避難対策の基本的考え方や今後の具体的な方向性について示した。</p> <p>○ 平成27年度より、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の見直し等に向けた検討を行い、平成29年7月5日に津波からの避難のための施設に係る各種規定等と津波避難ビル等との関係について整理した技術的助言を公表するとともに、津波避難ビル等に係る事例を取りまとめ、津波避難に関して参考となる事例集を公表した。</p>	<p>○ 引き続き、津波防災対策を推進するための取組を行う。</p>	<p>—</p>	<p>○ 津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律等を踏まえ、津波避難ビル等の指定等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進する。</p>	<p>○ 津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。</p>
<p>( iv 関連) 海からのアプローチによる医療機能の提供の検討</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 首都直下地震などの大規模災害に備え、陸上の医療機能を補完し、災害時の医療機能の拡充と多様化を図るため、海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、既存船舶を活用した実証実験を行った。平成25年度は海上自衛隊輸送艦を、平成26年度は民間船舶(カーフェリー)を、平成27年度は、これまでの実証実験をふまえ、羽田空港・SCUと自衛艦との一体運用や民間船舶を活用した、慢性疾患の患者への治療などの訓練を行った。</p>	<p>○平成27年度までで事業終了。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>(ix 関連) 津波に関する啓発用教材</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 毎年11月5日の『津波防災の日』にあわせて、普及啓発活動の充実に取り組んできたところである。平成27年12月の国連総会において、同日が『世界津波の日』として制定されたことを受けて改正された「津波対策の推進に関する法律」も踏まえ、一層その取組を推進することとしている。 ○ 平成30年度は、11月5日『津波防災の日』に「津波防災の日」スペシャルイベント 最新科学×津波×地域防災」のイベントを開催し、津波防災の意識向上を図った。 同イベントにおいて広報用ポスター、ピンバッチ等の普及啓発ツールを制作した。また、津波に関する啓発動画をポータルサイト「TEAM防災ジャパン」に掲載しており、普及を図っている。</p>	<p>○ 11月5日の『津波防災の日』、『世界津波の日』に向け、津波防災の重要性を継続的に伝え、国民の実践的な防災行動につながる普及啓発活動に注力する。 ○ 引き続き、ツール等の制作、活用により普及を図る。</p>	<p>・防災に関する普及・啓発に必要な経費 113百万円の内数【一般会計】</p>	<p>○ これまで制作したツールや動画等を含む様々な情報を活用し、津波に関する啓発の充実強化に取り組む。 ○ 津波防災に関し、実践的な防災行動につながる普及啓発活動により、その定着を図る。</p>	<p>○ 東日本大震災から得られた教訓から学び、これを継承することにより、国民の防災意識がより一層向上し、災害被害を減らすための取組が自発的に行われることが期待される。</p>
<p>(x iv 関連) 総合防災情報システムの整備</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 災害発生時に政府等が被災状況を早期に把握し、迅速・的確な意志決定を支援することを目的とし、防災関係機関間で防災情報を地理空間情報として共有する「総合防災情報システム」を運用している。 ○ 平成28年度から新システムの設計に着手し令和元年度から新システムの運用開始。</p>	<p>○ 総合防災情報システムの保守等による安定的な運用及び防災関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>・総合防災情報システムの整備経費(290百万円)の内数【一般会計】</p>	<p>○ 引き続き、総合防災情報システムの安定的な運用及び防災関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>○ 被災状況を早期に把握し、迅速・適切な意志決定を支援するなど、発災時における応急対策活動を円滑に実施。</p>
<p>(x iv 関連) 首都直下地震用衛星通信装置の更新</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、平成22年度から総合防災情報システムを整備してきたところ。当該システムの情報は、地上系の中央防災無線網を介して防災関係機関が共有できる場所であるが、この度の東日本大震災の教訓から、衛星系の中央防災無線網でも当該システムの情報を共有できるよう、既存の衛星通信ネットワークの機能拡充を図ることとしたもの。 ○ 平成28年度は、新規指定防災関係機関2機関の衛星通信装置の整備を実施。 ○ 平成29年度は、新規指定防災関係機関1機関の衛星通信装置の整備を実施。 ○ 平成30年度は、新規指定防災関係機関6機関の衛星通信装置の詳細設計を実施。</p>	<p>○ 新規指定防災関係機関について衛星通信装置の整備に向けた協議調整を実施予定。</p>	<p>—</p>	<p>○ 新規指定の防災関係機関について衛星通信装置の整備のための協定締結及び衛星通信装置の整備を引き続き実施し、衛星通信ネットワークの機能拡充を図る。</p>	<p>○ 総合防災情報システムの防災関係機関との情報共有が可能となるとともに、地上系通信回線不通時の通信の確保を図る。</p>

<p>(xviii 関連) 被災者の総合的な生活再建支援</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 災害の被害認定基準等の適正な運用のための検討を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」の改定を行った。</p> <p>○ 大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討を行った。</p> <p>○ マイナンバー利用事務を含む被災者台帳の作成等に資するよう、様々な機会を捉え、『被災者台帳の作成等に関する実務指針』を周知し、地方公共団体に対して助言等を行った。</p> <p>○ 災害発生時の被災者支援にマイナポータルを活用できるよう、必要な準備事項等をまとめた「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を作成した。</p> <p>○ 被災者生活再建支援法の運用に関しての調査を行った。</p>	<p>○ 災害発生時の市町村において、被災者台帳を速やかに作成し、活用できるよう、引き続き助言等に取り組む。</p> <p>○ ICTの活用による被災者支援について検討を行う。</p> <p>○ 被災者生活再建支援制度の適正な運用を図るため、引き続き支援法の適用状況や支援金支給世帯の生活再建実態の調査等を行う。</p>	<p>・被災者の住まいの在り方に関する検討 22百万円【一般会計】</p> <p>・ICTを活用した被災者支援の推進経費 16百万円【一般会計】</p> <p>・被災者生活再建支援法関連調査経費 9百万円【一般会計】</p>	<p>○ 災害対策関連法制の見直し及び今年度実施する事業における検討結果を踏まえ、適切に対応していく。</p>	<p>○ 災害発生時において、被災者台帳を作成することにより、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に資することが期待される。</p> <p>○ ICTの活用により、迅速かつ円滑な被災者支援を実施することが可能となる。</p> <p>○ 都道府県等関係機関に対し助言や情報提供を行い、よりの確かつ迅速な制度の運用を図ることが可能となる。</p>
<p>(xix 関連) 被災者支援に関する総合的対策の推進</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 災害対策基本法の改正に伴い平成25年8月に市町村向けの取組指針を策定した後、都道府県・市町村の防災担当者等を対象としたブロック会議の開催や、各市町村の避難所運営についての実態調査を行った。さらに平成27年度は、避難所の確保と質の向上に関する検討会を開催し、取組指針を受けたものとして、平成28年4月に市町村が取り組むべき事項についてより具体的に示した3つのガイドラインを作成した。</p> <p>○ 平成29年度及び平成30年度は、避難所運営ガイドライン等を補完する報告書を作成して公表した。</p>	<p>○ 避難所についての現状を把握・分析した上で、課題に対する対応策の検討を行う。</p>	<p>・被災者支援に関する総合的対策の推進経費 11百万円【一般会計】</p>	<p>○ 引き続き、地方公共団体には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、平時からの取組を促進するよう促している。</p>	<p>○ 地方公共団体には、取組指針等を踏まえ、災害発生後に避難所の良好な生活環境が確保されるようにするため、平時からの取組を促進するよう促している。</p>

<p>(v、vi、vii関連) 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上</p>	<p>警察庁</p>	<p>(警察施設の耐震化) ○ 大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす重要な施設として、警察本部及び警察署の耐震化を推進している。平成30年度においては、警察署5か所の耐震化に要する経費を措置しており、当該経費に係る補助金を交付し、大規模災害時に防災拠点となる警察施設の耐震化を推進した。 (信号機電源付加装置の整備等) 【再掲 5(1)2(ii)】 (民間ブロープ情報の活用による交通情報提供の高度化) ○ 平成26年度に、民間事業者が保有するブロープ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するためのシステムを整備し、以後、同システムの維持管理及び効率的な運用を推進した。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) ○ 災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進したほか、各種計画の策定・見直し、様々な災害を想定した訓練の実施、装備資機材の整備等災害対処能力の向上に取り組んだ。 (警察情報通信の維持・強化) ○ 地震等の自然災害を想定した訓練、災害時の通信機能維持に必要な資機材の整備等、災害時に警察活動に必要な通信を迅速・的確に確保するための態勢の強化に取り組んだ。</p>	<p>(警察施設の耐震化) ○ 引き続き、大規模災害時に防災拠点となる警察本部及び警察署の耐震化を推進する。 (信号機電源付加装置の整備等) 【再掲 5(1)2(ii)】 (民間ブロープ情報の活用による交通情報提供の高度化) ○ 民間事業者が保有するブロープ情報を活用しつつ災害時の交通情報を提供するためのシステムの維持管理及び効率的な運用を推進する。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) ○ 様々な災害を想定した訓練や関係機関との合同訓練の実施、部隊派遣計画等の策定・見直し、各種装備資機材の整備等に取り組む。 (警察情報通信の維持・強化) ○ 引き続き、警察情報通信の維持・強化に取り組む。</p>	<p>・ 警察施設の耐震化 66百万円【令和元年度予算(一般会計)】 ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 362百万円の内数【平成30年度補正予算】 ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 18,892百万円の内数【令和元年度予算(一般会計)】 ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 295百万円【令和元年度予算(復興特会)】 ・ ブロープ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境の整備 28百万円【令和元年度予算(一般会計)】 ・ 大規模災害対策の推進に必要な経費 18百万円【令和元年度予算(一般会計)】 ・ 被災した警察署等の通信施設等の整備に必要な経費 1百万円【令和元年度予算(復興特会)】</p>	<p>(警察施設の耐震化) ○ 引き続き、大規模災害時に防災拠点となる警察本部及び警察署の耐震化を推進する。 (信号機電源付加装置の整備等) 【再掲5(1)2(ii)】 (民間ブロープ情報の活用による交通情報提供の高度化) ○ 民間事業者が保有するブロープ情報を活用しつつ、災害時に交通情報の提供の高度化を図る。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) ○ 関係機関との連携強化、民間の知見活用等による効果的な訓練の推進、政府、自治体が策定する各種計画に対応した取組、各種装備資機材の継続的・計画的整備の検討を推進する。 (警察情報通信の維持・強化) ○ 引き続き、警察情報通信の維持・強化に取り組む。</p>	<p>(警察施設の耐震化) ○ 警察本部及び警察署の耐震化を図ることにより、大規模災害時における防災拠点としての機能を確保し、災害対処能力を向上させる。 (信号機電源付加装置の整備等及び民間ブロープ情報の活用による交通情報提供の高度化) ○ 災害時における道路交通の混乱を最小限に抑えとともに、信号の制御や交通情報の提供により交通の流れを整序化することにより災害に強い交通・物流網を構築する。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) ○ 津波災害、原子力災害を始めとする、大規模な災害が発生した場合における長期間、広範囲かつ大規模な避難誘導や救出救助等を迅速に行うための態勢を整えるなど、災害対処能力を向上させる。 (警察情報通信の維持・強化) ○ 警察情報通信の耐災害性を強化し、災害発生時においても、警察活動の基盤である警察情報通信の機能を維持し、被災者の避難誘導、救出救助、迅速かつ的確な捜査活動等の警察活動を継続する。</p>
--	------------	--	---	---	---	---

<p>( x 関連) 津波からの避難誘導、災害時の治安対処能力の向上、犯罪の起きにくい地域づくり</p>	<p>警察庁</p>	<p>(ATMの防犯対策) ○ 被災地ではATMを対象とした窃盗が多く発生したことから、関係省庁と関係金融機関及びATM運営会社との間で、コンビニエンスストア等に設置されたATMの防犯対策の強化について協議し、大規模災害発生時における連絡体制の構築、現金回収が必要な場合の早期の対応及びATMの防犯性能の強化について申し合わせた。 平成30年度においても、継続的に関係機関との会議を開催して連携を強化し、必要な情報交換を行っている。 (犯罪の起きにくいまちづくり等) 【再掲 5(1)①(ii)】 (震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等) 【再掲 5(2)①(iv)の一部】 (検視、身元確認等に係る対処能力の向上) ○ 広域緊急援助隊(刑事部隊)の編成等の見直しを行うとともに、医師会・地方自治体等と連携して、合同訓練の実施、検視や身元確認業務に係る協定の締結等を推進した。 平成30年度においても、継続的に医師会・地方自治体等との合同訓練や協議会等を行っている。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】 (警察情報通信の維持・強化) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】</p>	<p>(ATMの防犯対策) ○ 「ATM防犯対策」に係る申合せの内容が風化することがないよう、引き続き金融機関等に対する助言・指導を実施するとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。 (犯罪の起きにくいまちづくり等) 【再掲 5(1)①(ii)】 (震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等) 【再掲 5(2)①(iv)の一部】 (検視、身元確認等に係る対処能力の向上) ○ 引き続き、検視等の効率的・効果的な実施に向け、医師会等との合同訓練等を行う。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】 (警察情報通信の維持・強化) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】</p>	<p>・大規模災害対策の推進に必要な経費18百万円【令和元年度予算(一般会計)】 ・被災した警察署等の通信施設等の整備に必要な経費 1百万円【令和元年度予算(復興特会)】</p>	<p>(ATMの防犯対策) ○ 「ATM防犯対策」に係る申合せの内容が風化することがないよう、引き続き金融機関等に対する助言・指導を実施するとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。 (犯罪の起きにくいまちづくり等) 【再掲 5(1)①(ii)】 (震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等) 【再掲 5(2)①(iv)の一部】 (検視、身元確認等に係る対処能力の向上) ○ 検視等に係る各種装備資機材の整備・充実、医師会等との連携強化、検視場所等の指定や身元不明遺体引渡し業務に係る地方自治体との協議の推進を図る。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】 (警察情報通信の維持・強化) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】</p>	<p>(ATMの防犯対策及び犯罪の起きにくいまちづくり等) ○ 大規模災害の発生時にも治安上の問題が生じないようにする。 (震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等) ○ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる各種不正に対する的確に対応するため、関連情報の収集・分析を推進し、データベースの更なる拡充を図るとともに、震災時にこの種の事犯に対する的確に対応する能力を一層強化する。 (検視、身元確認等に係る対処能力の向上) ○ 大規模災害発生時における検視等を迅速・的確に行うための態勢を整える。 (避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】 (警察情報通信の維持・強化) 【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】</p>
<p>( x vii 関連) 警察の震災対応に関する調査</p>	<p>警察庁</p>	<p>○ 被災県の警察及び被災県以外の都道府県警察から派遣された部隊による震災対応の活動実態や反省・教訓事項のほか、実施中又は実施予定の施策に関し、管区警察局及び都道府県警察に対し行った緊急調査の結果を反映させた各種施策を推進するとともに、震災後に発生した地震、噴火、豪雨等大規模災害における反省・教訓を踏まえた、避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等のための各種取組を推進した。</p>	<p>○ 今後の震災対応に係る施策の立案に当たって、従前の取組内容を再検討しつつ、災害に係る危機管理体制の点検及び構築を推進する。</p>	<p>-</p>	<p>○ 調査結果を反映させた各種施策を推進するとともに、実災害対応の検証、災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進する。</p>	<p>○ 東日本大震災に係る調査結果を各種施策に反映させ、さらに震災後に発生した災害対応の検証や危機管理体制の点検及び構築を進め、今後発生が予想される首都直下型地震及び南海トラフ地震はもとより、その他のいかなる大規模災害にも的確に対処できるよう組織全体の対応力及び現場部隊の対処能力のさらなる向上を目指す。</p>

<p>(v関連) 緊急消防援助隊の充実強化</p>	<p>総務省</p>	<p>○緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を見直し、令和5年度末までの登録目標を6,600隊規模に大幅増隊を図っている。また新設されたドラゴンハイパー・コマンドユニットの着実な増隊を推進した。 ○基本計画に基づく設備の整備についての補助を実施した。 ○緊急消防援助隊の特殊な車両等については、無償使用制度により配備を推進した。 ○平成23年度救急業務のあり方に関する検討会において、災害時における救急業務のあり方について検討し、情報通信網が途絶した場合を想定した救急搬送体制の強化の必要性、メディカルコントロール体制のあり方等について検討結果を報告した。 ○平成28年度救急業務のあり方に関する検討会の内容を踏まえ、緊急消防援助隊が用いる救急活動プロトコル、指示要請、通信途絶時における特定行為の実施に関する留意事項等について取りまとめ報告した。 ○東日本大震災に緊急消防援助隊として出場したヘリコプターのうち、除染の必要のあるエンジンの除染を実施した。</p>	<p>○緊急消防援助隊の部隊登録を推進する。 ○無償使用制度による車両配備する。 ・津波・大規模風水害対策車 8台 ・中型水陸両用車 2台 ・拠点機能形成車 1台 ・重機及び重機搬送車 10式 ・高機能救命ボート 20台 ○放射線許容値を超過したヘリコプターエンジンの除染を実施する ・ヘリコプターエンジン2基</p>	<p>○緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 ＜令和元年度当初予算＞ 1,732百万円【一般会計】 ○緊急消防援助隊活動費負担金 ＜令和元年度当初予算＞ 16百万円【復興特会】 ○緊急消防援助隊設備整備費補助金 ＜令和元年度当初予算＞ 4,986百万円【一般会計】 ○消防防災施設災害復旧費補助金 ＜令和元年度当初予算＞ 1,839百万円【復興特会】 ○消防防災設備災害復旧費補助金 ＜令和元年度当初予算＞ 414百万円【復興特会】</p>	<p>○令和5年度末までに6,600 隊へ大幅増隊するため、部隊登録を推進する。 ○大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊のより効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。 ○ヘリコプターエンジンの除染は、令和元年度以降22基予定されており、令和5年度まで続く見込み</p>	<p>○今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。</p>
<p>(vi 関連) 災害対応能力の向上</p>	<p>総務省</p>	<p>○東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助し、消防団員の安全対策を推進した。 ○津波災害時の消防団員の安全確保対策について平成24年3月に通知を発出し、市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を促進。 ○津波災害のおそれのある地域を管轄する消防団を有する市町村において、平成29年度中に消防団活動が可能な661市町村でのマニュアル策定が完了。 ○「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を開催し、その結果を踏まえた今後の惨事ストレス対策を周知するため、実務担当者を対象とした説明会を実施。 ○東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方についての課題やその対応策、必要な制度の見直しを検討し、報告書を取りまとめた。 ○東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。 ○自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会を開催し、自衛防災組織等の防災要員が活用する「標準的な教育テキスト」を作成した。</p>	<p>○災害現場の状況を速やかに把握するための資機材や、女性・学生が扱いやすい小型動力ポンプの無償貸付けを都道府県に対し実施し、消防団の教育訓練を図る。 ○救助用資機材等に係る国庫補助金の創設等により、消防団の装備や訓練の充実強化を図る。</p>	<p>○情報収集活動用資機材等の整備 ＜令和元年度当初予算＞ 231百万円【一般会計】 ○救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 ＜令和元年度当初予算＞ 893百万円【一般会計】 ○消防団設備整備費補助金 ＜令和元年度当初予算＞ 741百万円【一般会計】</p>	<p>○消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、装備・教育訓練の充実強化等に取り組み、地域防災力の強化を図る。</p>	<p>○消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。 ○消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。</p>

<p>(vii 関連) 災害対応能力の向上</p>	<p>総務省</p>	<p>○ 地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介。 ○ 関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知。 ○ 地域防災計画における地震・津波対策の充実強化に関する検討会報告書(平成23年12月)により、地域防災計画の見直しを支援したほか、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月)により、都道府県における津波避難計画策定指針及び市町村における津波避難計画の策定を促進。平成30年度については、地方公共団体における津波避難計画の策定状況等の調査結果を公表するとともに、都道府県に対し、市町村の津波避難計画の策定を含めた津波避難対策の推進を要請。</p>	<p>○引き続き、実践的かつ効果的な防災訓練の普及に努める。 ○自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、自主防災組織等が消防団等と連携して実施する防災訓練などの取組を支援し、全国に事例を共有する。 ○津波避難計画策定状況のフォローアップを行うなど、地方公共団体の津波対策の推進を図る。</p>	<p>○自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 ＜令和元年度当初予算＞ 53百万円【一般会計】</p>	<p>○実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。 ○防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。 ○引き続き、地方公共団体の津波避難対策の推進を図るため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発やフォローアップなどに取り組む。</p>	<p>(防災訓練等について) ○ 都道府県及び市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上及び防災体制の強化を図り人的被害の極小化を目指す。 (地域防災計画の充実について) ○ 地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、実践的な避難訓練の実施などといった津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。</p>
<p>(ix 関連)防災教育・訓練など防災意識の向上</p>	<p>総務省</p>	<p>○ インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上を推進。 ○ 地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介。 ○ 関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知。</p>	<p>○ 消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」のコンテンツの更新を行う。 ○ 引き続き、実践的かつ効果的な防災訓練の普及に努める。 ○東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組織の構成員など地域防災の担い手を語り部として、全国の市町村による防災研修会等へ派遣する。</p>	<p>○災害伝承10年プロジェクト ＜令和元年度当初予算＞ 32百万円【一般会計】</p>	<p>○ 一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを含め現在のコンテンツを見直すとともに、消防団員や自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。 ○ 実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。 ○ 引き続き、住民の避難に係る普及・啓発に努めるとともに、語り部の派遣等を通じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう取り組む。</p>	<p>○全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。 ○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築や地域住民の防災意識の向上に寄与する。</p>

<p>( x vii 関連) 消防機関等の活動にかかる記録の継承</p>	<p>総務省</p>	<p>○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。  ○写真等の情報の収集を行っている。  ○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。  ○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめ、当該記録集をホームページに掲載し、広く周知を図った。</p>	<p>○消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p>	<p>—</p>	<p>○消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p>	<p>○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。  ○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。</p>
--------------------------------------	------------	---	--	----------	--	---

<p>(iii 関連) 大規模災害時等における法務省緊急連絡体制の確保</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 東日本大震災発災直後から、法務省は、既存の衛星携帯電話168台のほか、固定電話や携帯電話等、あらゆる通信手段を駆使して、法務省所管官署の被害状況の把握に努め、来庁者、受刑者などの被收容者、職員家族の安否確認等を行ったが、通信回線インフラの破損・輻輳・規制により、固定電話等の通信連絡手段が被災地域においては最大2週間程度途絶したため、衛星携帯電話を除き、安定的な通信手段を確保できない状況に陥った。法務省は、国民の財産・権利保護等に深く関わる法務局を始め、矯正施設等の収容施設や、検察庁等の犯罪者や非行者等に直接・間接的に関わる官署を所管しているため、大規模災害に耐え得る緊急連絡体制を整備する必要があることから、平成23年度に法務省所管1,274官署へ衛星携帯電話を配備した。</p> <p>○ 緊急連絡体制も含め衛星携帯電話の運用管理について定めた「法務省緊急連絡体制運営要領」の策定、同要領に基づく、本省、地方支分部局及び地方所管官署を網羅する、法務省全体の全国的な緊急連絡体制の策定及び緊急連絡体制に基づく通信訓練計画の策定を行った。</p> <p>○ 平成24年度以降においても、毎年度、法務省緊急連絡体制運営要領及び通信訓練計画に基づき、衛星携帯電話の通信訓練を実施するとともに、必要に応じ、法務省緊急連絡体制運営要領の改正を行い、大規模災害時における緊急連絡体制の確保に努めている。</p>	<p>○ 策定した通信訓練計画に基づき、定期的に衛星携帯電話の通信訓練を実施し、災害発生時における適切な運用を図る。</p>	<p>・防災通信機器(衛星携帯電話)通信訓練等に係る通信運搬費 80百万円【一般会計】</p>	<p>○ 策定した緊急連絡体制に基づき、定期的に訓練を実施し、大規模災害が発生した際の初動対応体制や、被災地外からの第2次・第3次支援体制等を確立し、法務省としての災害対応をより強固なものとする。</p>	<p>○ 衛星携帯電話の配備により、大規模災害等が発生し、固定電話を始めとした連絡手段が途絶した場合に、国民の身体・生命、権利、財産等の保護や、法務省所管官署の業務継続体制の強化を図ることができる。また、継続した通信訓練を実施することにより、より強固な業務継続体制を確立することができる。</p> <p>なお、本事業は、数値的効果を表すことは困難であるが、東日本大震災の際、衛星携帯電話配備庁においては、安定的な通信が行えた一方、衛星携帯電話未配備庁においては、来庁者等の安否確認や、法務本省と被災官署における連絡体制が確保されず、著しく危険かつ業務継続が困難な状況に陥った実績と経験を考慮すると、安定的な通信手段を確保できる衛星携帯電話の効果は大きいものと思料される。</p>
<p>(x 関連) 被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 被災地等においては、東日本大震災後、過激派など破壊的団体等の一部が社会不安や混乱に乗じて勢力の拡大を図ろうと活発に活動するなど治安上の問題や懸念が生じていたことから、平成23年度は、業務用車両等を整備して調査能力の向上を図り、こうした団体の動向に対する調査を進めた。また、調査の過程で収集・分析した情報は、適時適切に関係機関へ提供した。</p> <p>○ 平成30年度においても、被災地等において治安上の問題が生じないように、引き続き、こうした団体の動向に対する調査を進めるとともに、調査の過程で収集・分析した情報については、関係機関へ提供した。</p>	<p>被災地等においては、治安上の問題が生じないように、引き続き、過激派など破壊的団体等の動向に対する調査を進めるとともに、調査の過程で収集・分析した情報については、適時適切に関係機関へ提供する。</p>	<p>—</p>	<p>情勢の変化に応じて迅速かつ効果的な調査を引き続き実施し、収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供する。</p>	<p>本調査の過程で収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供することにより、被災地等において治安上の問題が生じないことが期待される。</p> <p>なお、情報業務においては、数多くの情報が蓄積されて有益な情報となることもある一方、1件の正確かつ迅速な情報が不法事案発生の未然防止に資する場合もあるなど、事業の成果や効果を定量的に示すことはできない。</p>

<p>(x 関連) 災害発生時における治安対処能力の強化</p>	<p>法務省</p>	<p>被災地や避難先における治安維持のため、既存の体制で可能な限りにおいて、捜査・公判等の検察活動を継続し、適正かつ迅速な検察権の行使に努めた。 また、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な物品等を整備し、災害発生時の治安対処能力を強化した。</p>	<p>災害時に、各官署における稼働可能人員を把握することによって、その後の捜査体制を速やかに構築し、時間的制約のある中で所要の捜査を遂げることにより、適正な検察権の行使を実現する。</p>	<p>・災害時緊急連絡サービス(令和元年度当初) 12百万円【一般会計】</p>	<p>復興に携わる人々が復興作業等に全精力を傾注できる安定した社会的基盤作りのため、被災地における治安を確保する。その他の地域においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の継続に必要な体制を維持する。</p>	<p>被災時における捜査・公判活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制整備を実施することにより、災害発生時における治安対処能力の強化が期待される。 なお、災害発生時の適正かつ迅速な検察権の行使を確保するための事業であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。</p>
<p>(x、xi 関連) 矯正施設の防災対策</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 平成23年度第3次補正予算成立に伴い、被災地域の矯正施設を中心に、非常用発電装置の蓄電池、通行鍵管理システム、物資搬送用車両等を整備することにより、大災害発生時においても矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築した。 ○ 平成24年度以降、被災地域以外の矯正施設についても大災害発生時にその機能を維持・継続することができるよう、防災用備品・機器の整備等を図った。</p>	<p>○ 防災訓練を繰返し実施することにより、災害発生時に迅速に対応できる体制を構築する。</p>	<p>・物資搬送用車両等の維持 2百万円【一般会計】</p>	<p>○ 当面(今年度中)の取組を引き続き実施予定</p>	<p>○ 将来災害が発生した場合においても、矯正業務を継続するとともに、被収容者の適正な拘禁を維持し、保安事故の発生等を防止する。 なお、災害発生時における対策を目的とする業務であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。</p>

<p>(xi 関連) 被災した法務省施設の復旧</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 被災した刑務所等の矯正施設や、検察庁・法務局等の官署施設といった法務省施設について、被災による損壊状況、耐震診断値等を踏まえ、耐震性能を確保するための施設整備を実施。 ○ これまでに、3施設の復旧工事等に着手し、2施設については完成し、残る1施設については仮庁舎に移転し、本設庁舎を整備するための準備工事等を実施した上、平成30年度に本設庁舎の建築工事に着手した。</p>	<p>○ 令和元年度においても、引き続き、本設庁舎の建設工事を行う。</p>	<p>・法務省施設の復旧事業 2,080百万円 【復興特会】</p>	<p>○ 被災した庁舎に倒壊・崩壊のおそれがあったことから、庁舎改築計画を進めるに当たり、現在、仮庁舎に避難している1施設について、令和2年度までに完成させ、被災した法務省施設の復旧を遂げる。</p>	<p>○ 本事業を推進し、建物の倒壊・崩壊の危険を除去した上、現行の耐震基準を満たす本設庁舎(検察庁及び法務局等が入居予定)を整備することにより、防災・減災機能の強化を図るとともに、利用者・職員・地域住民など国民の安全・安心を確保する。</p>
<p>(xi 関連) 収容施設等における防災・保安体制の強化</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 東日本大震災の際、被災地域の収容施設等において、しばらくの間、物流の混乱により、被収容者の食料等の確保が難しくなる状況が発生し、また、一部の被収容者が受傷したり、集団的な不安の顕著な亢進が見られるなどの事態が発生したことから、被収容者に対する災害発生時の防災・保安体制を整備する必要性が認められた。 このため、被収容者の安全確保のための防災用備品や非常食等を配備するとともに、保安の確保の観点と併せて、自家用発電機のオーバーホール、監視カメラシステムの更新等を行い、災害発生時にも業務遂行を維持・継続し得る体制を整備することで、被災地域の収容施設等における防災・保安体制の強化を行った。 さらに、平成24年度においては、被災地域以外の収容施設等においても、災害発生時の防災・保安体制の強化を図るため、被収容者及び処遇部門等職員のための非常食や防災備品の整備を行った。</p>	<p>○ 災害発生時にも収容中の外国人の安全・安心の確保と業務を継続し得る体制の維持に努める。</p>		<p>○ 災害発生時にも収容中の外国人の安全・安心の確保と業務を継続し得る体制の維持に努める。</p>	<p>○ 収容施設等の防災対策を推進し、被収容者の安全と人権の保護を確保するとともに、収容施設における騒乱・逃走等への国民の不安を解消する。 なお、収容施設の防災・保安体制の強化を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことは困難である(参考:平成30年の1日平均被収容者数1,469人)。</p>

<p>(iii 関連) 地震・津波等による被害像の明確化及び防災情報の強化等</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○地震・津波観測監視システムの整備・運用 本事業では、地震発生確率の極めて高い、南海トラフ巨大地震(「東日本大震災からの復興の基本方針」における東南海地震及び南海地震)の想定震源域のうち、紀伊半島沖(東南海地震の想定震源域)及び潮岬沖から室戸岬沖(南海地震の想定震源域)に、地震計・水圧計等を組み込んだリアルタイム観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用を実施。平成27年度に本システムの整備を完了し、運用を開始。</p> <p>○日本海溝海底地震津波観測網の整備・運用 本事業では、引き続き巨大地震発生のおそれがある東北地方太平洋沖を中心とする海域の地震像の解明等を行うため、平成28年度に同海域にケーブル式観測網(地震計・水圧計)の整備を完了し、運用を開始。</p> <p>○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 (1)津波の予測や評価のための標準的な手法の取りまとめ 地震本部では、東日本大震災を踏まえ、津波に関する評価を行うこととし、これに資する津波の予測や評価のための標準的な手法(津波レシピ)を作成し、平成29年1月に公表。 (2)東北地方太平洋沖地震に伴う地震動ハザード評価の改良 海溝型地震に関する評価(長期評価)では、東北地方太平洋沖地震のような複数の領域が連動した場合を想定していなかったことから、既存の三陸沖北部から房総沖、南海トラフ、相模トラフの長期評価を見直し、また発生場所等が明らかでない地震について従来よりも大きな規模を考慮し全国地震動予測地図を改善し、平成26年12月に公表。その後も海溝型地震に関する評価の見直しを継続し、千島海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)を平成29年12月に公表、日本海溝沿いの地震活動の長期評価を平成31年2月に公表。 (3)活断層基本図の作成(活断層の詳細位置情報等に関する調査研究の充実) 地震本部では、活断層の位置形状の正確さが、地震による被害の想定に重要な情報であるとしており、活断層の位置・形状等に関するデータベースとなる「活断層基本図の作成」に資する、活断層の詳細位置情報等に関する調査研究を推進。 ○深海地球ドリリング計画推進 我が国と米国及び欧州が主導する国際深海科学掘削計画(IODP)の下、地球深部探査船「ちきゅう」を運用する深海地球ドリリング計画を推進してきた。これまでに東北地方太平洋沖や南海トラフといった巨大地震・津波発生帯において掘削調査等を実施した。東北地方太平洋沖地震調査掘削では巨大地震・津波を引き起こした地震断層の同定と試料採取に成功し、巨大地震の断層の滑りメカニズム、巨大津波発生メカニズムの解明に向けて大きく前進した。南海トラフ地震発生帯掘削では東北地方と同様にプレート境界断層浅部が広い範囲で高速に滑る可能性を示した他、掘削孔内に設置した長期孔内計測装置を地震・津波観測監視システム(DONET)に接続し、微細な地殻変動等のリアルタイム観測を開始している。</p>	<p>○海底地震・津波観測網の構築・運用 (平成29年度より「地震・津波観測監視システムの運用」と「日本海溝海底地震津波観測網の運用」を統合) 本システムを引き続き運用するとともに運用機器の保守等を実施。観測データの有効活用のため、データの管理・解析・公開をし、成果の流通を行う。また、南海トラフ地震の想定震源域の西側(高知県沖～日向灘)に新たな海底地震・津波観測網を構築。</p> <p>○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 南海トラフの津波評価の公開。近畿地域の活断層の地域評価の推進。</p> <p>○深海地球ドリリング計画推進 南海トラフの地震発生メカニズムを理解するため、地球深部探査船「ちきゅう」により地震記録が残るコアを採取する。</p>	<p>○海底地震・津波観測網の構築・運用 海底地震・津波観測網の構築・運用に必要な経費 ＜平成30年度補正予算1,600百万円 令和元年度予算2,631百万円＞</p> <p>○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 ・地震調査研究推進に必要な経費 ＜令和元年度予算992百万円＞</p> <p>○深海地球ドリリング計画推進 ・海洋研究開発機構運営費交付金 ＜令和元年度予算32,070百万円の内数＞</p>	<p>○海底地震・津波観測網の構築・運用 引き続き、左記事業を実施。 ○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 引き続き、左記事業を実施すると同時に、平成29年に公表した津波レシピを基に、長期評価が行われている海溝型地震についての津波評価を順次実施・公開する。また、海溝型地震の長期評価で評価されているプレート境界型以外の地震にも対応できるよう、プレート内地震などに対応した津波レシピを作成・公表する。</p> <p>○深海地球ドリリング計画推進 引き続き左記事業を推進。</p>	<p>○海底地震・津波観測網の運用 (1)地震・津波観測網監視システムの運用 南海トラフの巨大地震の想定震源域直上で、地震・津波を計測することにより、地震波を現在よりも最大十数秒、津波を最大十数分早く検知することが可能。これらにより、より正確な警報情報の発表に役立ち、地方公共団体、住民の適切かつ迅速な災害対応に貢献。また、地震・地殻変動を震源域直上でリアルタイムに観測することにより、海域における地震発生メカニズムの解明に貢献。</p> <p>(2)日本海溝海底地震津波観測網の運用 引き続き巨大地震の発生のおそれがある東北地方太平洋沖を中心とした海域において、巨大地震を震源域直上で正確に観測し、さらに発生した津波を直接観測することで、地震波を現在よりも最大30秒程度、津波を最大20分程度早く検知するなど、迅速かつ正確な地震・津波情報の提供に貢献。また、日本海溝沿いの地震発生メカニズムの解明に貢献。</p> <p>(3)南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築 海底地震・津波観測網によるリアルタイム観測は、海域を震源とする地震現象やそれに伴う津波の観測、並びにそのデータを用いた防災業務の実施に大きく貢献。</p> <p>○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 (1)海溝型地震の津波評価 津波レシピとして津波の評価手法の標準化が図られたことにより今後、地震本部での海溝型地震の津波評価が実施・公開されると共に、地方公共団体等が津波レシピを用いつつ、独自で個別の知見を追加して津波の推定を行うことが可能となり、避難計画や施設整備等の津波防災対策の検討に貢献。</p> <p>(2)東北地方太平洋沖地震に伴う地震動ハザード評価の改良 東北地方太平洋沖地震を踏まえた上で、新たに追加検討が必要となった項目について検討を強化し、高度化された全国地震動予測地図を公表。</p> <p>(3)活断層の詳細位置情報等の充実 熊本地震により、活断層沿いの被害への関心が高まっていることから、本調査研究を強化し、位置形状の把握がなされていない活断層を詳細な精度で情報収集・提供し、震源断層近傍におけるハザード評価等により、地震防災・減災対策の強化に貢献するため、活断層の位置・形状等に関する情報を地震本部関連ホームページ上に集約し公表。</p> <p>○深海地球ドリリング計画推進 巨大地震・津波を引き起こす南海トラフ及び東北地方太平洋沖における掘削調査や、この掘削孔を活用した長期孔内観測装置により、①連続リアルタイム海底地殻変動データの同化による地震発生準備から破壊に至る過程の予測、②アウターライズ地震、プレート内地震を引き起こす震源断層の同定と新たなモデル構築、③3次元データに基づく海底震源断層の連続性、セグメント化を評価した活断層マップの作成が可能となる。</p>
--	--------------	--	--	--	--	--

<p>(iv 関連) 安全・安心な都市・地域の創造(再掲)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年度は「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集した。被災地域に実装する取組(平成23年度内)として、6つの活動を採択し、事業を実施。 ○ 平成24年度は戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」を新規研究開発領域として設定し、今回の震災において得られた課題や教訓を科学的に検証し、社会をより強くしなやかなものにするための災害対策やしくみを実現するため、公募を行い、プロジェクトを採択し、事業を実施(～平成29年度)。 ※なお、平成28年度は、上記取組を熊本地震の対応に活用するプロジェクトを実施。 ○ 上記取組により、これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害からの迅速な回復や減災につながるシステム等を構築した。</p>	<p>○ 平成29年度で事業終了。</p>	<p>—</p>	<p>○ 平成29年度で事業終了。</p>	<p>○ 平成29年度で事業終了。</p>
<p>(v 関連) 国土強靱化に資する材料開発</p>	<p>文部科学省</p>	<p>国立研究開発法人物質・材料研究機構において、建築物や構造物の耐震性の強化に資する材料を創出するため、震災からの復興、再生と、今後起こり得る災害時の被害低減に向け、同機構において、信頼性評価や高性能構造材料開発等に関する研究開発拠点を構築し、国内外のハブとなる、外部に開かれたオールジャパンの体制を形成。本拠点において、災害に強い構造物及びその補修・補強のための材料技術の開発を実施。</p>	<p>社会インフラの長寿命化・耐震化を推進するため、前年度に引き続き、以下の取組を推進。 【具体的取組】 ① 構造部材の劣化診断技術及び信頼性評価技術の研究開発 ② 構造部材の補修・補強材料・技術の研究開発 ③ 新規高性能構造材料の研究開発</p>	<p>○国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費交付金 構造材料領域等 &lt;令和元年度予算13,637百万円の内数&gt;</p>	<p>蓄積された材料データや新たな解析手法を駆使して、産業界のニーズに基づき、実環境を見据えた構造材料の高性能化・高信頼性化等に向けた研究を総合的に推進。</p>	<p>我が国が強みを持つ材料分野において、科学技術の力を総動員し、事前防災や競争力を高めるための国土強靱化を実現。</p>

<p>(v 関連) 地震発生時の人的・経済的被害の軽減化等</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出 基本方針において、「最大規模の外力に対するリスク評価」を行うとされていることを踏まえ、気候変動予測技術の高度化等に取り組みながら、地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析・提供する地球環境情報プラットフォームを整備し、そこから創出される成果を気候変動適応策等に利活用するための研究開発を実施。</p> <p>○Eーディフェンス等研究基盤を活用した地震減災研究 東北地方太平洋沖地震と同様の長周期・長時間の揺れが再現できる実大三次元震動破壊実験施設(Eーディフェンス)を活用し、建築構造物や土木構造物、地盤等が崩壊に至るまで震動を加える加振実験を実施し、構造物の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発を推進。</p>	<p>○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出 気候変動予測技術の高度化等に取り組みながら、地球環境ビッグデータを蓄積・統合解析・提供する地球環境情報プラットフォームを整備し、そこから創出される成果を気候変動適応策等に利活用するための研究開発を引き続き推進。</p> <p>○Eーディフェンス等研究基盤を活用した地震減災研究 Eーディフェンスを用いて、長時間の長周期地震動による構造物の破壊過程の解明と効果的な被害軽減対策の提案に向けた研究を実施。</p>	<p>○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出 平成30年度第2次補正予算:279百万円 令和元年度当初予算:1,281百万円</p> <p>○Eーディフェンス等社会基盤を活用した地震減災研究 ・防災科学技術研究所 災害に強い社会基盤実現のための減災実験・解析研究 運営費交付金 &lt;令和元年度予算7,607百万円の内数&gt;</p>	<p>○引き続き、左記の研究開発を推進。</p> <p>○Eーディフェンス等社会基盤を活用した地震減災研究 引き続き、左記の研究開発を推進。</p>	<p>○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出 気候変動に関する予測技術を高度化し、気候変動リスクマネジメントに必要な高精度な予測情報を創出。</p> <p>○Eーディフェンス等研究基盤を活用した地震減災研究 本研究で開発・提案した成果が普及し、耐震構造物の建設等に利用されることで、今後想定される首都圏と東海・東南海・南海地震が発生する地域周辺の住民が被る被害(人的被害・資産喪失に直接的に関連する建築物の崩壊・倒壊被害と、地震後の経済活動の縮小・停滞を招くライフライン、産業プラント、機械設備の機能性・健全性の喪失被害等)の軽減化に貢献。 さらに、直下地震や長時間続く長周期地震動を引き起こす海溝型地震によって生じる、構造物の揺れ等の応答を大きく低減し、構造物崩壊を未然に防止する新しい技術を開発。これら技術を自治体等の構造物の耐震化技術に導入、民間企業等に移転するなどして耐震性の不足した構造物に適用することで構造物の被災を軽減化に貢献。</p>
---------------------------------------	--------------	--	--	--	--	--

<p>(ix 関連) 東日本大震災を受けた防災教育</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年6月より、「中央教育審議会 スポーツ青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、体験的な防災教育等も含めた体験活動の在り方について検討を行い、「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成25年1月)においては、「今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設ける必要がある。」等が提言されている。</p> <p>○ 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を立ち上げ、平成23年9月30日に中間取りまとめ、平成24年7月25日に最終報告を公表。</p> <p>○ 平成24年3月 地域の特性に応じた学校防災マニュアルの作成を促すための手引き「学校防災マニュアル作成の手引き」の作成・配布</p> <p>○ 平成24年4月 東日本大震災をはじめとする災害の教訓などを踏まえ、防災教育を含めた災害安全及び交通安全、生活安全を推進する観点から、国や学校が取り組むべき具体的方策を盛り込んだ「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定。</p> <p>○ 平成25年3月 防災教育を系統的・体系的に整理した教職員向けの指導用参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」の作成・配布</p> <p>○ 防災教育の効果及びその評価の方法を調査研究し、防災教育の体系化につなげる「防災教育の評価に関する研究事業」を実施し、都道府県教育委員会、区市町村教育委員会へ報告書を配布。</p> <p>○ 平成26年3月 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」において、地域の避難所となる学校施設の在り方等について記載し、全国の学校設置者等へ周知。</p> <p>○ 平成29年3月24日「第2次学校安全の推進に関する計画」を閣議決定。</p> <p>○ 平成30年2月 学校・地域の特性や実情に即した学校の危機管理マニュアルの作成・見直しを行うための手引き「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成・配布。</p> <p>○ 平成31年3月 学校を取り巻く事件や事故、自然災害への対応に加えて、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や「学習指導要領の改訂」「学校事故対応に関する指針」第2次学校安全の推進に関する計画」等を踏まえ、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」の改訂版の作成・配布</p> <p>○ 東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校への支援を実施。また、地域の防災関係機関との連携体制を構築・強化を支援。</p>	<p>○ 教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るため、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施。</p> <p>○ 学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、防災をはじめとした学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援。</p> <p>○ 平成28年度から運用を開始した、ポータルサイトの周知、活用を促進し、防災を含む学校安全の取組の共有を図る。 【安全ポータルサイト】</p> <p><a href="https://anzenkyouiku.mext.go.jp/">https://anzenkyouiku.mext.go.jp/</a></p> <p>○ 新学習指導要領をふまえ、今後の防災教育の充実に資する資料を作成。</p>	<p>・学校安全教室の推進 ＜令和元年度予算 32百万円＞</p> <p>・学校安全総合支援事業 ＜令和元年度予算 202百万円＞</p>	<p>○ 全国的な教員研修の場などで、学校安全に関する参考資料の活用等を通じ、効果的な防災教育及び防災管理のあり方について共有し、教職員の防災に係る知識・技能の向上を図る。</p> <p>○ 地域全体での防災教育及び防災管理の質的向上を図るための連携体制の構築に資する取組を支援するとともに、モデル事業で得られた成果等を全国の学校に共有・普及する。</p>	<p>○ 全ての教職員が、各種研修機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修を受ける。</p> <p>○ 全ての学校において学校教育活動全体を通じた防災教育が実施される。</p> <p>○ 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。</p> <p>○ 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制が構築される。</p> <p>○ 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民、外部専門家や関係機関との連携体制が構築される</p>
-----------------------------------	--------------	--	--	---	--	--

<p>(xi 関連) 学校施設の耐震化等</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 国公立学校の耐震化、防災機能強化、老朽化対策等について支援した。 ○ 復興交付金の基幹事業として、復興のための地域づくりに必要な公立学校施設整備について支援した。 ○ 屋内運動場の吊り天井を始めとした非構造部材の耐震対策について、手引や事例集、ガイドブック等を作成・配布した。 ○ 平成27年度より毎年、セミナーを開催し、先進的な取組事例についての紹介や有識者による講演等を行っている。</p>	<p>○ 公立学校施設について、防災機能強化や老朽化対策等の施設整備を推進する。 ○ 「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、老朽施設の改善等を推進する。 ○ 私立学校施設の耐震化や防災機能強化を推進し、早期の耐震化完了を目指し、継続的に支援する。 ○ セミナー等を通じ、普及啓発に努める。</p>	<p>・公立学校施設整備事業 平成30年度補正:135,697百万円、令和元年度当初:160,816百万円 ・国立大学法人等施設整備事業 平成30年度補正:23,288百万円、令和元年度当初:115,498百万円 ・私立学校施設の耐震化促進事業 平成30年度補正:13,441百万円、令和元年度当初:13,616百万円</p>	<p>○ 公立学校施設について、防災機能強化や老朽化対策等の施設整備を推進する。 ○ 「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、老朽施設の改善等を推進する。 ○ 私立学校施設の耐震化や防災機能強化を推進し、早期の耐震化完了を目指し、継続的に支援する。 ○ セミナー等を通じ、普及啓発に努める。</p>	<p>○ 学校施設の安全性・防災機能の強化を図る。 ○ 私立学校施設の耐震化については、国公立学校の耐震化がおおむね完了したことを踏まえ、できるだけ早期の耐震化完了を目指す。</p>
<p>(xi 関連) 安定した研究環境の確保</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 東日本大震災により、被災地の大学等において多くの生物遺伝資源が毀損・消失し、危険な状態にさらされたことを踏まえ、被災地の大学等における研究活動を支援するとともに、一度途絶えると二度と復元できない生物遺伝資源が、今後災害が生じた際にも毀損・消失することのないよう、次の取組を行った。 ① 国立研究開発法人理化学研究所において、生物遺伝資源のバックアップ体制を整備するとともに、非常時に水・電気・液化窒素を供給できる設備・体制を整備した。また、被災地の大学には生物遺伝資源の無料配布を行った。 ② 大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所において、実験途上の生物遺伝資源の受入・保管・返還を行う「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、大学サテライト拠点(北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、大阪大学、京都大学及び九州大学)と相互連携して、生物遺伝資源のバックアップ体制を強化し、約213万サンプルを保管している。申請・審査・サンプル管理データベース(IBBP-easy)を整備し、申請・審査・サンプル管理のすべてがオンラインで可能なシステムの運用を開始した。また多様な生物遺伝資源を長期安定的にバックアップするため、新規保存技術開発を行いカイコ胚、テントウムシ卵巣、ゼニゴケ精子の凍結保存法を新たに開発した。また、Cryopreservation conference2018(凍結保存カンファレンス)及び5回の技術講習会を開催した。</p>	<p>○ 理化学研究所において、引き続き生物遺伝資源のバックアップ及び提供を行う。 ○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所において、引き続き大学サテライト拠点と連携し、生物遺伝資源のバックアップを行う。今後は、多様な生物遺伝資源をそれぞれに最適な方法で長期安定的にバックアップできる体制を整備するために引き続き新規保存技術開発を行い、凍結保存カンファレンスを開催し成果の普及を行う。</p>	<p>・大学連携バイオバックアッププロジェクト &lt;令和元年度予算26,570百万円の内数&gt; ※国立大学法人運営費交付金等 ・災害時等に備えたバイオリソースのバックアップ事業 &lt;令和元年度予算53,109百万円の内数&gt; ※国立研究開発法人理化学研究所運営費交付金</p>	<p>○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所及び理化学研究所において、引き続き研究に不可欠な生物遺伝資源のバックアップ体制を整備し、生命科学分野をはじめとする様々な分野において安定した研究環境の確保を図る。また、理化学研究所バイオリソースセンターにおいて、引き続き世界最高水準の生物遺伝資源の提供を行う。</p>	<p>○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所において行う「大学連携バイオバックアッププロジェクト」によって、実験途上の生物遺伝資源を広域災害等から保護し、学術研究上の極めて重要な基盤を提供する。また、生物遺伝資源に関する中核的機関である理化学研究所バイオリソースセンターの基盤設備を強化することにより、生命科学分野をはじめとする様々な分野の安定した研究環境の確保を図る。</p>

<p>(xiv 関連) 災害観測・監視システムの整備</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 東日本大震災では、政府の情報集約活動に貢献するため、陸域観測技術衛星「だいち」による緊急観測および防災関係機関へのデータ提供を実施し、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、地殻変動の把握、災害対応計画の立案等に活用された。平成29年度は「だいち」の後継機である「だいち2号」の運用を継続し、災害時に必要となる広域観測を行い、火山活動に伴う地殻変動や洪水での浸水域情報等のデータを防災関係機関に提供した。</p> <p>○ 同じく東日本大震災時には、通信途絶による避難・救助等の遅延、インターネット環境の喪失等が発生した。被災地からの要望に対し、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」と超高速インターネット衛星「きずな」による自治体への衛星通信回線の提供を行い、住民の安否情報、自治体の医療チーム等による関係者との情報共有等に活用された。平成29年度は、引続き「きずな」を用いて、自治体等と連携して、大規模災害を想定した情報共有等の実証実験を実施した。また、災害時等におけるより確実な通信の確保に留意しつつ、通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上を図ることを目指し、総務省と連携して、技術試験衛星9号機の開発を継続した。</p>	<p>○ 令和元年度は、引き続き「だいち2号」を運用し、内閣府(防災担当)を通じて国内各省庁等へのデータの配布を継続。また、先進光学衛星、光データ中継衛星、先進レーダ衛星の開発を継続。</p> <p>○ 災害時等の確実な通信確保に留意し、通信技術及び国際競争力向上を目指して、総務省と連携して、技術試験衛星9号機の開発を継続。</p>	<p>・陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2) &lt;令和元年度予算:1,704百万円※1&gt;</p> <p>・先進光学衛星 &lt;平成30年度補正予算:4,310百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:573百万円※2&gt;</p> <p>・光データ中継衛星 &lt;平成30年度補正予算:6,040百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:5,110百万円※2&gt;</p> <p>・技術試験衛星9号機 &lt;令和元年度予算:1,274百万円※2&gt;</p> <p>・先進レーダ衛星 &lt;平成30年度補正予算:2,940百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:1,050百万円※2&gt;</p> <p>※1:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の地球観測システム研究開発補助金 ※2:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部</p>	<p>○ 災害発生後の総合防災情報システムの機能拡充を目指して、「だいち2号」を運用し、内閣府(防災担当)を通じた国内関係府省等へのデータ配布を継続。光データ中継衛星を令和元年度、先進光学衛星及び先進レーダ衛星を令和2年度の打上げを目指して開発する。</p> <p>○ 防災関係機関の横断的な情報共有につながる衛星通信ネットワークの機能強化に資する取組として、総務省と連携し、技術試験衛星9号機について令和3年度の打上げを目指して開発を進める。</p>	<p>○ 「だいち2号」等による災害監視、および防災関係機関等からのデータを融合することで、特に津波災害を迅速かつ的確に把握、情報提供。</p> <p>○ 先進光学衛星を開発し高分解能観測により、被災状況の詳細把握およびハザードマップの詳細化・タイムリーな更新が可能。</p> <p>○ 先進レーダ衛星を開発し高分解能での観測幅を200km程度とすることで、地震・火山による地殻変動等の監視頻度を増大する。</p> <p>○ 技術試験衛星9号機を開発し災害時等における通信のより確実な確保、通信技術及び国際競争力向上を図る。</p>
<p>(xv 関連) 災害状況の迅速・広範囲な把握に有用な観測衛星</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 東日本大震災では、未だかつてない広域巨大災害であることに鑑み、政府の情報集約活動に貢献することを目的として、陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、防災関係機関にデータを提供した。また、「だいち」に加え、国際的な枠組み(センチネル・アジア、国際災害チャータ)による海外衛星での集中的な観測も実施。これらの衛星による観測データは、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、地殻変動の把握、災害対応計画の立案等に活用された。平成29年度は、「だいち」の後継機としてレーダセンサを搭載する陸域観測技術衛星2号「だいち2号」の運用を継続し、災害時の全容把握、国土保管理などに必要となる広域観測を行い、火山活動に伴う地殻変動情報や洪水による浸水域情報等の観測データを防災関係機関に提供した。</p>	<p>○ 令和元年度は、引き続き「だいち2号」を運用し、災害時の全容把握などに必要となる広域観測を実施するとともに、内閣府(防災担当)を通じて国内各省庁等へのデータの配布を継続する。「だいち」で獲得した技術を発展させた先進光学衛星、同衛星等と国内地上局間の観測データの大容量伝送、リアルタイム伝送を実現する光データ中継衛星の開発を継続する。また、超広域の被災状況の迅速な把握や、地殻変動等の精密な検出のため、「だいち2号」のセンサ技術を発展させた先進レーダ衛星の開発を継続する。</p>	<p>・陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2) &lt;令和元年度予算:1,704百万円※1&gt;</p> <p>・先進光学衛星 &lt;平成30年度補正予算:4,310百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:573百万円※2&gt;</p> <p>・光データ中継衛星 &lt;平成30年度補正予算:6,040百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:5,110百万円※2&gt;</p> <p>・先進レーダ衛星 &lt;平成30年度補正予算:2,940百万円※2&gt; &lt;令和元年度予算:1,050百万円※2&gt;</p> <p>※1:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の地球観測システム研究開発補助金 ※2:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部</p>	<p>○ 防災・復旧の観点からの災害時の被災状況の把握等の実現を目指し、「だいち2号」を運用するとともに、内閣府(防災担当)を通じた国内関係府省・地方公共団体へのデータ配布を継続して実施する。光データ中継衛星を令和元年度、先進光学衛星及び先進レーダ衛星を令和2年度の打上げを目指して開発する。</p>	<p>○ 「だいち2号」等による災害監視、及び防災関係機関等からのデータを融合することで、特に津波災害を迅速かつ的確に把握、情報提供。</p> <p>○ 先進光学衛星を開発し高分解能観測により、被災状況の詳細把握およびハザードマップの詳細化・タイムリーな更新が可能。</p> <p>○ 先進レーダ衛星を開発し高分解能での観測幅を200km程度とすることで、地震・火山による地殻変動等の監視頻度を増大する。</p>

<p>(xi関連) 医療施設の耐震化</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 医療施設の耐震化については、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関を対象として、平成21年度第1次補正予算で、都道府県に医療施設耐震化臨時特例基金を設置し、さらに、平成22年度予備費、平成23年度第3次補正予算、平成24年度予備費及び補正予算により積み増しを行った。 ○ 平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び平成28年度第2次補正予算において医療施設耐震整備事業を措置し、医療施設の耐震化を促進した。 ※ 平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予備費は、災害拠点病院及び救命救急センターが対象。 ※ 平成24年度補正予算は、二次救急医療機関のうち耐震性の低い施設が対象。 ※ 平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び平成28年度第2次補正予算は、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関及び耐震性の低い施設が対象。 ○ 被災地を含めた災害医療関係の有識者等による「災害医療等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、災害時における医療体制の充実強化が図られるよう、災害拠点病院指定要件の見直しなどを行った。 ○ 平成30年度において、建物の耐震診断にかかる国庫補助の上限を引き上げるとともに、医療施設の耐震整備に必要な予算を増額した。</p>	<p>○ 国土強靱化のための3か年緊急対策として、民間等の未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。</p>	<p>○ 医療施設耐震整備事業において、医療提供体制施設整備交付金として、平成30年度第2次補正予算では2,144百万円を、令和元年度当初予算では5,386百万円を、それぞれ計上した。</p>	<p>○ 災害時における医療提供体制を維持するため、医療提供体制施設整備交付金等により、災害拠点病院等の耐震化を促進・支援する。</p>	<p>○ 平成26年度までに交付した基金による耐震整備終了時には災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は約9割になると見込まれるものの、引き続き耐震化率が向上するよう取り組む。</p>
<p>(xi関連)学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>試験研究機関の耐震化整備等を図るため、災害時等に求められる国家危機管理対策上必要な体制整備(毒性試験に必要なバリアシステム機能の強化)を実施。</p>	<p>平成24年度までで事業終了。</p>	<p>—</p>	<p>平成24年度までで事業終了。</p>	<p>平成24年度までで事業終了。</p>

<p>(x viii 関連) 自殺対策の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 平成21年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的に活用されたい旨都道府県に周知した。 ○ 平成23年度第3次補正予算により、地域自殺対策緊急強化基金に37億円を積み増した。 ○ 被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状況の変化に応じて、「災害発生直後から半年」(第一弾)と「災害発生半年後から一年」(第二段)の2種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。更に、「災害発生後一年後～」(第三弾)を作成し、ホームページで公表した。 ○ 「被災地対応編」を盛り込んだゲートキーパー養成研修用テキスト及びDVDを作成し、宮城県において被災地における対応も含めたゲートキーパー養成のための研修を実施した。 ○ 全国自殺対策主管課長等会議において、東日本大震災の被災者等に関する取組の推進について要請した。 ○ 福島県において自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催し、被災地において自殺対策に取り組む自治体職員や民間団体を招き、自殺の状況及び取組について情報を共有するとともに、連携の在り方等について意見交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、地域自殺対策緊急強化基金等を通じて、被災地を含めた地域における自殺対策を支援する。</p>	<p>—</p>	<p>○ 自殺総合対策大綱に基づき、被災地を含めた地域の実情に応じたきめ細かな自殺対策を推進する。</p>	<p>○ 東日本大震災の影響も含めた経済情勢の変化や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。</p>
<p>(xii 関連) 飼料の安定供給対策の推進</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給するため、事業継続計画(BCP)を策定した生産者団体や飼料メーカー等が飼料穀物を備蓄する取組を支援。</p>	<p>○ 生産者団体や飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援。 ○ 非常時における配合飼料の安定供給を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援。</p>	<p>・飼料穀物備蓄対策事業 1,750百万円の内数(令和元年度予算)【一般会計】</p>	<p>○ 国内の配合飼料製造量や飼料穀物の輸入状況等を踏まえ、災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、適切な飼料穀物の備蓄水準を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等の連携による飼料の安定供給体制を強化するための取組を引き続き促進。</p>	<p>○ 災害発生時にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことにより、畜産業の存立基盤及び消費者に対する畜産物の安定供給を確保。</p>

<p>(xii関連) 災害を想定したサプライチェーン対策</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度は、東北地域で、災害時にも機能する物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の開催等を支援。災害に強い食品流通に向けた方向性を作成。(会議3回、意見交換1回、ヒアリング21企業団体)  ○ 平成23～24年度は、食料物流拠点の機能強化を図るため、被災した9施設(岩手県2施設、宮城県5施設、福島県2施設)の新設・増改築等を支援。  ○ 平成24年度は、被災地に対する他地域からのバックアップ体制のあり方等、災害時に機能する食品のサプライチェーン構築に向けた検討を支援。(協議会4回開催、ヒアリング26社、意見交換1回開催)  ○ 平成25～26年度は、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域で、震災時にも機能する食品サプライチェーンの構築や実証を支援。災害時の連携・協力のマニュアルやひな形、ガイドライン等を作成。(25年度:会議3回、実証3地区、26年度:会議3回、実証2地区)  ○ 平成27～28年度は、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時の円滑な食料供給の維持、物流の早期回復のため、食品関連事業者等による連携・協力体制構築を目的とした、協議会の開催、食料産業ハザードマップ作成、普及・啓発のセミナー、マッチングを支援。(27年度:5会場(東京、静岡、愛知、大阪、高知)でセミナー、マッチングを実施し120名が参加、28年度:5会場(東京、静岡、愛知、高知、宮崎)でセミナー、マッチングを実施し105名が参加)  ○ 平成29年度は、食品産業事業者団体等を通じ、災害時の連携・協力体制構築割合等を把握することを目的として、全国を対象としたアンケート調査を実施。  ○ 平成30年度は食品産業事業者団体や食品産業事業者との災害に関する会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築の必要性について、意見交換を実施すると共に、今後起こりうる災害に備え、更なる連携・協力体制について相互に確認を行った。</p>	<p>○ 平成30年度に発生した複数の災害での経験を踏まえ、引き続き食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築及びBCP策定の普及に努める。</p>		<p>○ 引き続き食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築及びBCP策定の普及に努める。</p>	<p>○ 事業継続計画の策定又は見直しの検討、あるいは食品産業事業者間の連携についての取決めの締結又は検討を行った事業者数の増加。  ○ 災害時にも円滑な食料供給を維持するための食品産業事業者間の連携・協力体制構築割合の増加。</p>
--------------------------------------	--------------	--	--	--	---	---

<p>( i ・ ii 関連) 被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等</p>	<p>農林水産省</p>	<p>①農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。平成28年度は、福島県の集落に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。(これまでに8県の集落に対して支援) ②被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、利子を助成。(平成29年3月末までに121地区に対し利子助成を実施) ③避難先等で荒廃農地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を74取組(164人)において実施。 ④被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施(28年度は、16土地改良区に対して支援)。</p>	<p>①平成28年度をもって本交付金による全ての事業が完了。 ②助成地区において営農が再開されたことから平成28年度をもって終了。 ③平成30年度までの支援をもって終了。 ④被災した土地改良区に対する支援については、平成28年度までの支援をもって終了。</p>	<p>・農地・水保全管理支払交付金 ー (平成28年度予算をもって終了) 【復興特会】 ・農家負担金軽減支援対策事業 ー (平成28年度予算をもって終了) 【復興特会】 ・荒廃農地等利活用促進交付金 ー (平成30年度予算をもって終了) 【一般会計】 ・被災土地改良区復興支援事業 ー (平成28年度予算をもって終了) 【復興特会】</p>	<p>※ 平成30年度までで終了</p>	<p>※ 平成30年度までで終了</p>
<p>( iii 関連) 津波警報をはじめとした防災情報の適時・適切な提供</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○ 巨大地震時に住民の避難につながるよう情報文を分かりやすく改善した津波警報の運用を開始。 ○ 被災したアメダスや地震・津波観測点の復旧に加え、臨時観測点の設置の他、気象レーダーのドップラー化やウインドプロファイラの新規整備を実施。 ○ 復旧・復興活動に有効に利用いただくため、被災地域の気象情報をまとめた情報のホームページや防災担当者向け電子メールによる提供を開始。 ○ 災害発生時においても気象監視や防災気象情報の提供を確実に継続するため、気象官署や観測点の非常用電源や通信機能を強化。 ○ 津波警報をはじめとする防災気象情報の強化に必要な、地震・津波、台風集中豪雨等の観測網の新規整備や強化。 ○ 警報の発表基準をはるかに超える現象を予想した際に、地域住民に最大限の警戒を呼び掛ける「特別警報」の制度を創設。 ○ 緊急地震速報・津波観測情報を迅速に提供することを可能とする次世代システムを整備。</p>	<p>○ これまでの取組の成果を取り入れ、地震・津波、気象状況等を24時間体制で監視し、津波警報をはじめとした防災気象情報の適時・的確な提供を実施する。</p>	<p>ー</p>	<p>○ 引き続き、地震・津波、気象状況等を24時間体制で監視し、津波警報をはじめとした防災気象情報の適時・的確な提供を実施する。</p>	<p>○ 地震・津波、台風・集中豪雨等による自然災害の被害軽減を図る。</p>

<p>(iv 関連) 災害に強い国土 構造への再構築</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会において、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」がとりまとめられた。また、災害に強い国土構造への再構築に関する検討を実施した。 ○ 急激な人口減少・少子化や高齢化、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など巨大災害の切迫等、国土を取り巻く極めて大きな変化を踏まえ、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期(概ね2050年)を見据えた、「国土のグランドデザイン2050」を平成26年7月に策定した。 ○ 「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、平成27年8月に、今後概ね10年間を計画期間とする国土形成計画(全国計画)を閣議決定した。また、平成28年3月に国土形成計画(広域地方計画)を大臣決定した。 ○ 国土審議会計画推進部会の下に設置した専門委員会において効果的な計画の推進方策について検討を行った。</p>	<p>(国土形成計画(全国計画)の推進) ○ 専門委員会において引き続き効果的な計画の推進方策について検討を進める。  (国土の長期展望) ○ 2050年までの国土の姿を描き出し、将来の課題整理・解決方策を検討する「国土の長期展望」を実施する。  (国土形成計画(広域地方計画)の推進) ○ 各ブロックにおいて、引き続き広域地方計画に位置づけられた防災関連のプロジェクト等を推進する。</p>	<p>(国土形成計画(全国計画)の推進) ・国土形成計画(全国計画)の推進50百万円  (国土の長期展望) ・国土の長期展望 60百万円  (国土形成計画(広域地方計画)の推進) ・広域連携プロジェクトの推進等81百万円</p>	<p>(国土の長期展望) ○ 2050年までの国土の姿を描き出し、将来の課題整理・解決方策を検討する「国土の長期展望」を実施する。  (広域地方計画の推進) ○ 各ブロックにおいて、広域地方計画に位置づけられた防災関連プロジェクト等を推進し、災害に強い圏域づくりの取組を進める。</p>	<p>○ これらの取組を行うことによって、巨大災害が生じた場合にあっては、国土やそれを構成する地域が総体として対応し、互いに支え合える体制を構築すること等を通じて、安全・安心を確保した災害に強いしなやかなシステムを持つ国土の形成を図ることが期待される。</p>
<p>(iv・vi 関連) 小笠原諸島にお ける津波対策</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 小笠原諸島父島の二見港は、本土との交通拠点として、また、周辺海域における船舶の避難、休息、補給基地としての役割を担っている。 ○ 防波堤は、泊地の静穏度を確保する役割があるが、コンクリート等の老朽化が著しく、防波堤の機能を欠く恐れがある。このため、防波堤の改良を行う必要があり、継続的に 行ってきたところ。 ○ 二見漁港は、第4種漁港として他県船の避難・休憩・前進基地としての役割のほか、地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。そのため、東南海・南海地震の発生に伴う津波の影響による既設防波堤の被災を未然に防ぎ、漁港施設の機能確保を図るため、既設防波堤の改良(補強)を実施してきたところ。 ○ 昭和45年に建設された父島浄水場は、良質な水の安定供給により村民の生活安定に寄与してきたが、経年による施設の老朽化及び平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域の指定により、浸水予測図が作成され、浸水地域になっていたことから、扇浦地区に高台移転し、平成27年度より共用を開始した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>(v 関連) 大規模地震、津波等による離島の孤立化回避対策(衛星携帯電話等の整備)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○ 離島地域自らの創意工夫による自立的発展の促進のため市町村が交流事業を実施する上で、島の定住人口以上にも及ぶ観光客も含めた島内の人々の安全確保、減災への対応を図るため、平成23年度第3次補正予算において、大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島における災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する衛星携帯電話及び非常用電源設備を地方自治体の要望を踏まえ整備した。 ○ 具体的には、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の有人離島のうち、31島対象に実施した。</p>	<p>・平成24年度末で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>・平成24年度末で事業終了</p>	<p>・平成24年度末で事業終了</p>
<p>(v) 住宅・建築物の省エネ化(再掲)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○ 平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災の被災地における住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等の取組に対する補助を実施。 ○ 平成24年度補正予算において、民間等が行う省エネ改修等に対する補助を全国で実施。 ○ 平成23年度～平成30年度当初予算及び平成26年度～平成28年度補正予算において、住宅・建築物における省CO2対策・長寿命化を推進するため、住宅・建築物の省CO2の実現性や住宅の長寿命化に資するリーディングプロジェクト等の提案に対する補助を全国で実施。 ○ 平成25年度補正予算及び平成26年度～平成30年度当初予算において、既存住宅の省エネ化や長寿命化に資するリフォームの取組に対する補助を全国で実施。</p>	<p>○ 引き続き、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組や、先導的な省CO2技術を導入する住宅・建築物のリーディングプロジェクト、省エネ性能の向上に資する住宅・建築物のリフォーム等に対する支援を実施する。</p>	<p>・環境・ストック活用推進事業 99.83億円の内数(令和元年度予算) ・地域型住宅グリーン化事業130億円の内数(令和元年度予算) ・長期優良住宅化リフォーム推進事業45億円の内数(令和元年度予算)</p>	<p>○ 引き続き、住宅・建築物の省エネ化を推進する。</p>	<p>○ 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合 6%(平成25年度)→20%(令和7年度)</p>

<p>(v) 住宅の省エネ化</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 住宅エコポイントは、平成21年度第2次補正予算で創設され、平成22年3月8日より申請受付を開始。 ○ 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費において、制度の1年延長(平成23年12月末まで)を措置。 ○ 平成23年度第3次補正予算において、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、復興支援・住宅エコポイントとして再開。 ○ 再開にあたっては従来の制度を変更し、被災地活性化のための措置を実施。 ・被災地のポイントをその他地域の倍にする。 ・発行されるポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換する。 ○ ポイント発行の対象となる工事の着工・着手の期限は、平成24年10月末で終了。 ○ ポイントを商品等と交換する期限は、平成27年1月末で終了。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>東日本大震災からの復興、被災地の経済活性化及び住宅の省エネ化の推進を図る。 平成26年度までで事業終了。</p>
<p>((v)関係)住宅・建築物の耐震化</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○不特定多数の者が利用する大規模建築物等について耐震診断を義務付けること等を内容とする耐震改修促進法の改正 ○耐震診断・耐震改修等に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ○復興支援・住宅エコポイントによる耐震改修支援 ○平成30年度予算において、住宅耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象に、住宅耐震化を総合的に支援するメニューを創設</p>	<p>○引き続き、耐震診断・耐震改修等に係る適切な情報提供、助成、税制及び融資による住宅・建築物の耐震改修を促進</p>	<p>○耐震診断・耐震改修に係る助成 ・社会資本整備総合交付金 8,713億円の内数(令和元年度予算) ・防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数(令和元年度予算) ・耐震対策緊急促進事業 121億円の内数(令和元年度予算)</p>	<p>○耐震改修促進法の的確な運用や、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等による耐震化の促進 ○耐震診断・耐震改修等に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修等の促進</p>	<p>○住宅・建築物の耐震化が促進される。 ○住宅の耐震化目標:95%(令和2年) ○多数の者が利用する建築物の耐震化目標:95%(令和2年) ※令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目標に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目指す。</p>

<p>(v、vi 関連) 海上における災害 対応体制の強化</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 海上保安庁においては、東日本大震災直後から、全国から巡視船艇・航空機等を被災地に派遣し、捜索救助、火災消火、被災者への物資輸送、現場支援等の災害対応を実施してきた。また、東日本大震災により被災した巡視船艇・航空機、庁舎等の復旧作業を行った。 ○ 東日本大震災を踏まえ、海上保安庁における防災体制を強化しており、これまでに、航路標識の防災対策等を行ってきた。</p>	<p>○ 航路標識の復旧を推進し、海上保安庁の防災体制を充実強化するほか、地方自治体、関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>—</p>	<p>○ 航路標識の復旧を推進し、海上保安庁の防災体制を充実強化するほか、地方自治体、関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>○ 今後、発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対して、迅速かつ的確に災害対応が行われること。</p>
<p>(xi 関連) 官庁施設の耐震化をはじめとする防災機能の強化</p>	<p>国土交通 省</p>	<p>○ 東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧等を実施</p>	<p>○ 東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧を実施</p>	<p>17,983百万円の内数【一般会計】</p>	<p>—</p>	<p>○ 東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧や改修等により、国の庁舎等の来訪者等の安全と災害応急対策活動に必要な機能を確認。</p>

<p>(xiii 関連) 災害に強い廃棄物処理システムの構築</p>	<p>環境省</p>	<p>○廃棄物処理法及び災害対策基本法を改正(平成27年8月6日施行)し、災害廃棄物の処理に関する事務手続の一部簡素化や一定の要件を満たした市町村の要請を受けた場合に国が代行処理を行える等の特例措置を追加した。 ○自治体等における災害廃棄物対策への支援を充実させるため、平成27年9月に災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下「D.Waste-Net」という。)を発足し、平成30年度も平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震において被災自治体を支援。 ○平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定し、自治体向けの災害廃棄物処理計画策定モデル事業等を実施し、自治体の災害廃棄物対策を推進。 ○平成23年度3次補正予算及び平成24・25・26年度当初予算において、東日本大震災に起因する災害廃棄物の処理を進めるとともに、東日本大震災復興交付金(現復興庁計上)により被災地の復興のための浄化槽整備を支援。</p>	<p>○平時から地方公共団体レベル、地域レベル、全国レベルで重層的に災害廃棄物処理システムの強靱化を図るため、①地方公共団体の国土強靱化対策の加速化、②地域ブロック内での広域的な連携体制の整備、③全国レベルでの広域的な連携体制の整備等、具体的な対策について検討を進める。 ○循環型社会形成推進交付金等を効果的に活用し、廃棄物処理施設の耐震化や防災拠点化等を推進する。 ○地方公共団体等と十分に連携しつつ、必要な支援を行えるよう、地域ブロック協議会において情報共有を推進するとともに、D.Waste-Netの体制強化等を進める。 ○復興地域の浄化槽整備を促進するための重点的な財政措置等により復興支援を実施。</p>	<p>○循環型社会形成推進交付金(48,000百万円(うち浄化槽1,000百万円)の内数)【一般会計】(平成30年度補正予算) (68,089百万円(うち浄化槽9,577百万円)の内数)【復興特会+一般会計】(令和元年度当初予算) ○大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業(564百万円)【一般会計】(平成30年度第2号補正予算) (2,931百万円の内数)【一般会計】(令和元年度当初予算) ○浄化槽長寿命化計画策定推進事業費(60百万円の内数)【一般会計】(平成30年度補正予算) (18百万円の内数)【一般会計】(令和元年度当初予算)</p>	<p>○復興地域の浄化槽整備を促進するための財政措置等により引き続き復興支援に努める。</p>	<p>○廃棄物処理施設整備計画並びに改正後の廃棄物処理法及び災害対策基本法が示す方向性等を踏まえ、災害対応も念頭に置いた強靱な一般廃棄物処理システムの確保が図られる。 ○一般廃棄物処理施設・浄化槽の適切な更新・整備を行うことで、地域における安全・安心を確保し、災害時においても一般廃棄物処理施設等の処理能力を確保するとともに防災拠点として整備することにより、被災地の迅速な復旧・復興を可能とする。また、これにより循環型社会、低炭素社会の推進や健全な水循環の確保に資する。</p>
<p>(v 関連) 災害派遣活動基盤としての自衛隊施設の機能の維持・強化</p>	<p>防衛省</p>	<p>○自衛隊施設の災害派遣活動基盤としての機能を強化するため、平成23年度3次補正予算から平成30年度2次補正予算において、大規模災害等の際に自衛隊による救助活動や被災者支援活動等の拠点となる自衛隊施設について、 ・庁舎等の耐震化 ・非常用電源施設の整備 ・燃料タンクの整備 ・即応部隊保持駐屯地倉庫の整備 ・駐機場のかさ上げ等の津波対策 ・洗濯・乾燥機材等の後方支援用備品の整備 ・災害対応拠点の設備 などの施策を計画・実施。 ○平成30年度においては、平成29年度予算までで計画した事業のうち一部を除いて整備が完了している。 ○平成30年度予算で計画した事業についても一部整備が完了している。</p>	<p>○令和元年度予算までで計画した庁舎等の耐震化、津波対策などの早期完成及び広域防災拠点となり得る自衛隊の展開拠点確保の早期実現に向け着実に事業を実施する。</p>	<p>平成30年度2次補正予算の事業として、 ・庁舎等の耐震化33,936百万円【一般会計】 ・老朽化対策1,217百万円【一般会計】 ・自家発電機の整備3,543百万円【一般会計】 令和元年度予算の事業として、 ・庁舎等の耐震化 13,147百万円【一般会計】 ・老朽化対策7,730百万円【一般会計】 ・津波対策(調査検討等) 61百万円【一般会計】 ・広域防災拠点となり得る自衛隊の展開拠点の確保(調査・調整) 3百万円【一般会計】</p>	<p>○庁舎等の耐震化、津波対策などの事業を推進し、広域防災拠点となり得る自衛隊の展開拠点確保に向けた調査・調整を行う。</p>	<p>○大規模災害時の部隊の初動対応や増援部隊の受け入れ、各駐屯地・基地等の継続的な対応能力などの向上を図る。</p>

<p>(V関連) 防災拠点(災害に強い施設)の整備 (xi関連) 医療施設等の防災対策を強化</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 自衛隊病院等で使用する各種医療器材、野外手術システム及び個人携行救急品等の整備を実施してきた。 ○ 自衛隊病院の拠点化・高機能化の一環として、自衛隊札幌病院の建替及び仙台病院の耐震補修工事を実施してきた。また、福岡病院建替のための基本設計並びに入間病院(仮称)建設のための基本設計及び実施設計を実施した。 ○ 部内外の関係機関等と連携し、一般臨床医学分野のみならず、各種分野における専門家の育成に取り組んでいる。</p>	<p>○ 自衛隊病院の拠点化・高機能化の一環として、福岡病院の建替に伴う実施設計及び入間病院(仮称)の建設のための本体工事を実施する。 ○引き続き阪神病院の耐震改修工事を進めている。 ○ 陸上自衛隊衛生学校に整備したシミュレーション施設を利用し、災害医療分野における外傷対応にも応用できる訓練を実施する。</p>	<p>・入間病院(仮称)建設のための本体工事 4,064百万円【一般会計】 ・自衛隊横須賀病院建替のための基本検討 65百万円【一般会計】 ・自衛隊病院・医務室の診療体制の充実のための医療用備品の整備 621百万円【一般会計】</p>	<p>○ 自衛隊の任務遂行に際して、効率的かつ効果的な衛生活動を実施するため、引き続き自衛隊病院の施設整備を実施していくとともに、自衛隊病院等で使用する各種医療器材等の整備を実施していく。</p>	<p>○ これらの施策は、基本的に自衛隊としての防衛力整備上の必要性から整備するものであるが、防災対策の強化・復興施策、災害派遣等への対応といった面においても、国民の安全確保に寄与することが大いに期待される。</p>
<p>(vi 関連) 後方支援(メンタルケアや託児支援を含む)を含む災害対処能力を向上</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 防衛省は、防衛大臣政務官をチーム長とする「東日本大震災派遣隊員ケア推進チーム」を設置し、災害派遣活動中のメンタルヘルスカケアを以下のとおり強化した。 ・ 陸上自衛隊では、部隊指揮官等に対するメンタルヘルス教育実施のためメンタルヘルス巡回指導チームを宿営地に派遣するとともに、部隊指導の参考用のハンドブックを配布、また毎日の活動終了後に解除ミーティングを実施 ・ 海上自衛隊及び航空自衛隊では、護衛艦及び各基地に精神科医官及び臨床心理士を派遣 ・ 各自衛隊において、継続的にストレス状態を把握するため、チェックシートを用いたメンタルヘルスチェックを実施 ・ 東北防衛局(仙台市)に、防衛医大からメンタルヘルスカケア専門の医師等を派遣 ○ 派遣後、面談等により隊員の身上を把握し、問題がある隊員に対しては、指揮官、カウンセラー、臨床心理士及び医官などが連携し、メンタルヘルスカケアに努めた。</p>	<p>○ 隊員に対し自らの心の健康状態について気付きを促すとともに、これを把握し必要に応じた心のケア等を行うため、全隊員を対象としたメンタルヘルスチェックを毎年実施。 この際、災害派遣経験者等を対象として、トラウマ症状のスクリーニング方式の検査を実施し、派遣隊員の心の健康状況の傾向を把握するとともに、必要に応じて心のケアを実施。</p>	<p>○ メンタルヘルスチェックに係る経費 2百万円【一般会計】</p>	<p>○ 引き続き、「当面(今年度中)の取組」を継続する。</p>	<p>○ 全隊員に対するメンタルヘルスチェックを継続的に実施し、心の健康状況を把握するとともに、必要に応じて、心のケアを実施することにより、自衛隊の精強性の維持に寄与することが期待される。</p>

<p>(vi 関連) 隊員に対する緊急 登庁支援(児童の 一時預かり)体制 の整備</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 災害派遣等の緊急登庁時において、隊員の子の一時的な預け先を確保するために、自衛隊の駐屯地等で児童を一時的に預かる体制を整備している。 ○ 平成29年度までに、陸上自衛隊の140個駐屯地、海上自衛隊の20基地及び航空自衛隊の21基地においてベビーベットや安全マット等の備品を整備した。</p>	<p>○ 陸上自衛隊及び航空自衛隊において、緊急登庁時に児童の一時預かりを実施するための備品(ソフトブロック、安全マット等)を逐次整備する。 ○ 隊員に対する緊急登庁支援の実効性を向上させるため、児童の預かり訓練を実施する。 ○ 海上自衛隊においては、部外で行われている講習会に参加し、児童を一時的に預かる業務に従事する隊員へ保育の知識を向上させるための普及教育を行っている。</p>	<p>平成30年度補正予算の事業として、 陸上自衛隊 ・駐屯地における備品等の整備 21百万円【一般会計】 航空自衛隊 ・基地における備品の整備 4百万円【一般会計】 ・営舎維持費 0.6百万円【一般会計】 令和元年度予算の事業として、 陸上自衛隊 ・訓練経費 10百万円【一般会計】 航空自衛隊 ・基地における備品の整備 5百万円【一般会計】 ・営舎維持費 0.6百万円【一般会計】</p>	<p>○ 各自衛隊では、駐屯地等で整備備品の老朽更新をしていくほか、引き続き児童を預かり訓練を実施し、実効性を向上させていく。</p>	<p>○ 災害派遣等の緊急登庁時に隊員の子の預け先を確保することにより、隊員が安心して任務遂行できるとともに、災害派遣隊員の最大化が図られることから、自衛隊の災害対処能力の向上が期待される。</p>
---	------------	--	--	--	---	---

<p>(vi 関連) 原子力、地震、津波災害への対処能力の向上</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 各種災害対処における情報通信能力や津波災害等に対処する救助能力、災害時の初動対処能力の向上など、被災地での今後の活動に即応し得る能力を充実するための事業等に係る経費を計上した。</p>	<p>○ 平成30年度補正予算及び令和元年度予算にて計上した装備品等について、着実な執行を図り、災害対処能力の向上を図る。</p>	<p>平成30年度補正予算の事業として、 ○自衛隊の災害対処能力の向上等 ・装輪車両の整備[1,335両] 12,385百万円【一般会計】 ・油圧ショベルの取得[52台] 1,887百万円【一般会計】 ・資材運搬車の取得[49台] 509百万円【一般会計】 ・その他(空中消火器材、人命救助システム、化学剤検知器等) 261百万円【一般会計】</p> <p>令和元年度予算の事業として、 ○自衛隊の災害対処能力の向上等 ・新多用途ヘリコプター(UH-X)の取得 11,049百万円【一般会計】 ・C-2の取得[2機] 45,279百万円【一般会計】 ・浄水セットの取得[1式] 104百万円【一般会計】 ・10式雪上車の取得[10両] 310百万円【一般会計】 ・07式機動支援橋の取得[1式] 1,201百万円【一般会計】 ○原子力災害等への対処能力の向上のための事業 ・その他(除染セット、NBC警報器等) 2,344百万円【一般会計】 ※ 金額は、装備品等の製造等に要する初度費を除く。</p>	<p>○ 取得した装備品について、必要な訓練等を行うことにより、災害時における迅速かつ効果的・効率的な対処能力の向上を図る。</p>	<p>○ 原子力、地震、津波といった災害に際し、迅速かつ効果的に対処するために必要な自衛隊の装備・器材等を充実することによって、国民の安全・安心の確保に万全を期す。</p>
---	------------	---	---	--	--	--

<p>(vi 関連) 防災関係部局への退職自衛官の配置を通じた地方公共団体との連携強化による災害対処能力の向上</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 多くの自衛官は若年で退職することから、防衛省では退職自衛官の再就職を援助するための施策を幅広く実施してきた。 ○ その一環で、自衛隊との連携の強化及び地方公共団体の危機管理能力の向上に繋がる施策として、従来から退職自衛官の地方公共団体の防災関係部局への再就職を進めてきたところ、そのような退職自衛官が東日本大震災での各種対応において専門的見地から寄与したことを踏まえ、地方公共団体に対する退職自衛官の再就職の援助を更に強化することとした。 ○ 平成31年3月31日現在、各都道府県及び市区町村の防災関係部局に勤務する退職自衛官は495名であり、平成22年度末に比して311名の増加となっている。(内訳は、平成31年3月31日現在、47都道府県のうち46都道府県に計89名、全国1788市区町村のうち348市区町村に計406名)</p>	<p>○ 退職自衛官の地方公共団体への再就職に関しては、現在、ほとんどの各都道府県庁に採用実績があるが、全国的には市区町村において採用が少ないため、市区町村に対する退職自衛官の採用に関する働きかけを強化し、退職自衛官の採用を促進する。 ○ 退職予定自衛官に対して行っている防災・危機管理教育を引き続き実施する。(受講枠: 375人)  (事業参考資料) <a href="http://www.mod.go.jp/j/approach/others/syusyoku/taishoku/joukyou.html">http://www.mod.go.jp/j/approach/others/syusyoku/taishoku/joukyou.html</a></p>	<p>・防災・危機管理教育 39百万円【一般会計】</p>	<p>当面の取組を引き続き実施。</p>	<p>○ 退職自衛官の防災関係部局への再就職により、災害等発生時における地方公共団体と自衛隊との連携強化及び、平時の防災計画策定への退職自衛官の参画による地方公共団体の災害対処能力の強化が期待される。</p>
<p>(vi 関連) 放射能汚染環境下で使用できる装備品の研究開発</p>	<p>防衛装備庁</p>	<p>○ CBRN※汚染環境下において、自衛隊が情報収集、がれき処理や警戒監視等各種作業を実施するため、①遠隔操縦可能な無人施設作業重機や②除染性に優れた防護マスクについての研究事業、③CBRN汚染された人員等の除染に必要な除染能力を向上した装置の開発事業を23年度3次補正予算に計上。平成23年度から平成27年度にかけて試作品の製造及び性能確認試験を実施。このうち、無人施設作業重機については、複数車両等からの情報統合による環境認識性能向上のための研究事業を平成28年度から実施しているところ。 ○ CBRN汚染環境下において屋内等の狭い空間に進入しての偵察任務に使用する遠隔操縦式の小型偵察無人機と、CBRN汚染の脅威に対処するため、有害物質の大気拡散を予測・評価し、汚染発生エリアを推定可能とするシステムについての研究事業を平成24年度予算に計上。小型偵察無人機については、平成24年度から平成28年度に試作品の製造及び性能確認試験を実施。また、汚染の拡散予測・発生エリアの推定システムについては、平成24年度から27年度まで試作品の製造を実施し、平成26年度から性能確認試験を実施しているところ。 ※CBRN: Chemical、Biological、Radiological、Nuclear(化学、生物、放射線、核)</p>	<p>○ 無人施設作業重機の環境認識性能向上のための研究については、試作品が完成し、市街地及び不整地環境における性能確認試験を開始。 ○ 汚染の拡散予測・発生エリアの推定システムについては、試作品の性能確認試験を実施し、技術的観点からの評価等を継続。</p>	<p>・CBRN汚染環境下での複数無人施設作業重機の環境認識向上の研究 234百万円【一般会計】 ・CBRN汚染の拡散予測・発生エリアを推定するシステムの研究 25百万円【一般会計】</p>	<p>○ 無人施設作業重機の研究については、複数車両等の情報統合による環境認識性能を高め作業効率の向上を図るため、作業地形が変化する環境等における試作品の性能確認試験を実施。 ○ CBRN汚染の拡散予測・発生エリアの推定システムの研究については、大気拡散を予測・評価し汚染発生エリアを推定可能なシステムを構築するための研究を継続して実施。</p>	<p>○ 無人施設作業重機の研究については、走行・作業エリアの目的に合った俯瞰表示及び3D地図作成並びに広域での障害探知を可能とし、遠隔操縦による走行及び各種施設作業の効率化を図る。 ○ CBRN汚染の拡散予測・発生エリアの推定システムの研究については、屋外の都市構造物及び地形並びに気象の時間変化を考慮した化学剤等の大気拡散を模擬し、気象データ及び複数の外部センサの検知結果に基づく発生源の推定エリア算出を可能にする。</p>

<p>(vi 関連) 自衛隊と関係機関との情報共有のための通信の確保</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 震災時には各省庁等が現地対策本部等において情報共有を行い、連携して救援活動を実施しているところであるが、現場レベルにおいて不測の事態に必要な情報共有を行うための手段として、連絡や情報データ伝送が可能な防災無線機を平成23年度補正予算にて整備したところ。また、異種無線機との通信が可能な拡張性を有し、野外において、関係機関と現地部隊、現地部隊相互間の通信が可能な野外通信システムを平成23年度補正予算から整備したところ。 ○ 海上自衛隊と海上保安庁との通信連携のため、相互に通信可能な無線機を平成23年度補正予算から整備したところ。平成27年度末時点において、艦艇用無線機の整備が終了した。</p>	<p>○ 関係機関との具体的な通信の連携要領については、今後も、各種訓練の場を通じて検討を行っていく。</p>	<p>—</p>	<p>○ 今後、関係省庁との間で、各種訓練の実績等を踏まえ、必要に応じて通信に関する協定の締結等を検討していく。 ○ 一方、民間を含め、国全体として連携を強化するための方策について議論する枠組みも別途必要と考える。 ○ 海上自衛隊と海上保安庁との連携強化のための航空機用無線機について、逐次整備を行い、引き続き通信連携に努める。</p>	<p>○ 関係機関との通信の確保により、現場間での情報共有が図られ、各種場面における連携強化に資するものであり、より円滑な災害活動が期待される。</p>
<p>(vii 関連) 地方公共団体が策定する防災計画への自衛隊の積極的な参画と防災訓練への参加</p>	<p>防衛省</p>	<p>○各地方公共団体などが開催する防災訓練に積極的に参加し、関係機関等との連携強化に努めた。 ○都道府県及び市町村の防災会議の委員として自衛官を配置し、地域防災計画の作成に関する調整を実施した。</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害への対応に加え、原子力災害等への対応を強化するため、各種訓練や演習を令和元年度においても継続して実施。 また、今後も引き続き、地方公共団体などと平素から連携を強化し、地方公共団体の策定している防災計画に、自衛隊の災害派遣活動の役割や連絡体制などが適切に記載され、迅速かつ的確に自衛隊が災害派遣を行えるよう積極的に働きかける。 同様に円滑な災害派遣活動を行うため、地方公共団体や関係機関及びNPO、NGOなどの民間組織が一体となった地震、水害などを想定した災害対処のための各種共同訓練に自衛隊が積極的に参加するとともに、より一層、実効性を確保するため、関係機関等が連携した訓練となるように努める。 さらに、防災訓練等を通じ、各部隊等が保有する資機材等を使用した救援活動等について、関係機関及び在日米軍と共有を図る。</p>	<p>原子力災害を含む災害に対応する訓練等 1528百万円【一般会計】</p>	<p>当面(今年度中)の取組に同じ</p>	<p>○地方公共団体の防災計画における自衛隊の役割の明示と救援活動に係る地方公共団体・関係機関等との共同訓練の連携の強化・構築 ○災害時の関係機関の役割分担の構築及び、自衛隊の災害派遣時における円滑な救援活動の実施</p>
<p>(viii 関連) 地域の人道支援・災害救援分野の後方支援の拠点の設置</p>	<p>防衛省</p>	<p>○ 平成24年度において、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点について、地理的な優位性を踏まえ、我が国の南西地域に設置することを重点的に検討するため、南西地域を対象として、既存施設の現況等調査を実施</p>	<p>○ 令和元年度以降、現況等調査結果を踏まえ検討</p>	<p>—</p>	<p>○ 令和元年度以降、上記調査結果を踏まえ検討</p>	<p>○ 人道支援・災害救援のための後方支援の地域的な拠点を日本国内に設けることにより、防災・減災の分野で国際社会にも積極的に貢献</p>